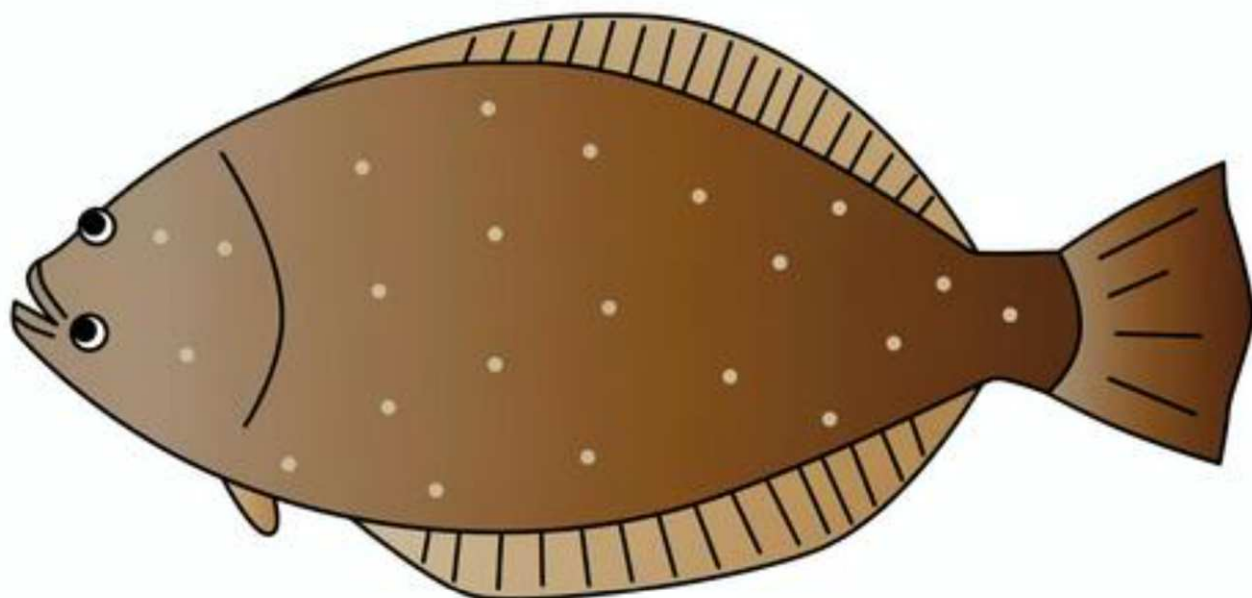


2026年
4月版

陸上ひらめ養殖共済

災害への備え！ 養殖業の経営安定に！



漁業共済組合・全国漁業共済組合連合会

① 「ぎょさい」制度は

- 漁業・養殖業の経営安定を目的とした「漁業災害補償法」に基づき実施されている制度です。
- 国の重要な災害対策を担っていることから、国などが共済掛金の補助を行っています。
- 「ぎょさい」制度は、漁業協同組合※（共済組合に出資）に所属している方が利用できます。
※漁業協同組合の定款に「共済のあっせん」「事務委託」の項目がなければ追加変更が必要です。
- 陸上ひらめ養殖共済は、陸地において海水を用いてかけ流し式でひらめ養殖業を営む方が利用できます。

② 陸上ひらめ養殖共済は

- 本養殖中の「ひらめ」が共済責任期間中に死亡、滅失、逃亡した場合の損害を契約内容に応じて補償します。
- 共済責任期間（契約期間）は、共済責任開始日を6月1日として、標準的な経営において養殖を終了する日までとして共済組合が指定した期間です。（周年養殖の場合は1年間となります）
- 契約の申込は、陸上ひらめ養殖業の届出をしている養殖場ごとに、同一契約年度の共済目的ごとに全尾数を申込ます。
- 契約尾数は、共済責任期間中に追加されるひらめを含む予定尾数で申込み、その後、尾数が確定したら精算します。
- 台風・地震・津波などの自然災害などの事故原因による損害が共済事故の対象となり、疾病による死亡は共済事故の対象外となります。
- 1尾当りの**共済単価**に契約尾数を乗じて補償の基準となる「**共済価額**」を算定します。

$$\text{共済価額} = \text{共済単価} \times \text{契約尾数} \quad [\text{共済単価} \cdots 1,400 \text{ 円/尾}]$$

③ 補償の方式

【てん補方式】

てん補方式は、自然災害（赤潮含む）による損害のみをてん補対象とし、疾病及び原因が特定できない損害をてん補対象としない「全病害不てん補方式」となります。

てん補方式 (○：対象)	死亡		逃 亡
	疾病	自然災害	
全病害不てん補方式	×	○	○

【共済事故の判定割合の選択】

共済事故は、同一の事故原因により損害尾数が事故発生直前の養殖尾数の15%（判定割合）以上となる場合を基本とします。

※「低損害てん補特約」を選択すると判定割合が10%以上の場合となりますが、共済掛金は高くなります。

【契約割合(共済金額)の選択】

- 共済事故になった場合、損害額の何割を補償するかを決める「契約割合」を選択します。
- 契約割合により共済掛金と共済金の算定基礎となる「共済金額」が決まります。

$$\text{共済金額} = \text{共済価額} \times \text{契約割合}$$

④ 共済掛金

$$\text{共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{掛金率}$$

- 共済掛金率は都道府県ごとに定められています（共済掛金率は定期的に見直されます）。
- 低損害てん補特約を付した場合の共済掛金率は10%割増になります。
- 長期継続申込特約（4年間セット）で契約すると、共済掛金率が10%割引になるほか、4年間とも無事故又は少額共済金の場合は、無事故返戻金を受けられます。
- 共済掛金は分割支払が可能な場合があります。
- 共済掛金は全額損金（必要経費）算入できます。

※ 選択した契約内容（特約、契約割合）によって共済掛金が異なります。

（詳細については、共済組合にご確認ください。）

⑤ 国の共済掛金補助

$$\text{補助額} = \text{共済掛金} \times \text{補助率}$$

共済掛金の国庫補助率は、養殖場の養殖池の面数に応じて定められています。

【国の掛金補助率】

養殖池の面数 (1面の規格：50㎡)	補助 限度率	補助率	補助を受けられないもの
8面(400㎡)未満	75%	1/4	● 養殖池の面数が25面(1,250㎡以上)以上（漁協自営または生産組合の場合は125面(6,250㎡)以上）の場合。 ● 契約割合が30%未満の場合
8面(400㎡)以上 13面(650㎡)未満	65%	1/6	
13面(650㎡)以上	60%	1/8	

※ 補助限度率を超える契約割合の部分は補助対象となりません。

⑥ 共済金

【共済金が支払われる場合】

- 同一の原因による損害割合（損害尾数／事故発生直前尾数）が15%以上となった場合に共済事故の対象となります。（低損害てん補特約を付した場合は10%以上）。



**共済金の支払対象
とならない損害**

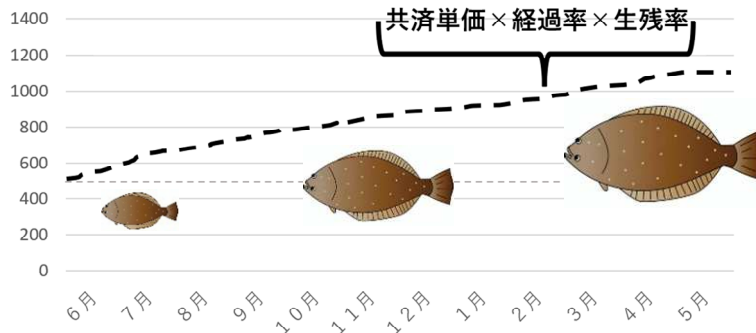
- 戦争その他の変乱による損害
- 盗難による損害
- 汚水、廃液その他養殖生物に有害な物の遺棄・漏せつによる水の汚染によって生じた損害
- 契約養殖場以外での損害
- 契約者自身の行為（重過失のあるものに限る。）による損害

【共済金の算定】

$$\text{共済金} = \text{損害尾数} \times \text{共済単価} \times \text{経過率} \times \text{生残率} \times \text{てん補率 (80\%)} \times \text{契約割合}$$

共済単価…1,400 円/尾

共済単価と経過期間



●**経過率**: 共済責任開始日から事故発生日(経過期間)までに経費を投下した標準的な割合で、共済責任終了日を100%(最高)として、経過期間に応じて定められています。

●**生残率**: 事故発生日から共済責任終了日(未経過期間)までの養殖対象種の標準的な生残割合で、共済責任終了日を100%(最高)として、未経過期間に応じて定められています。

「ぎよさい」に加入してから守っていただく大切なこと

- 死亡尾数、出荷尾数、移し替え等による養殖尾数の増減を養殖日誌等に必ず記録して、当月分を翌月末までに漁協又は共済組合へ必ず提出して下さい。(例：6月分は7月末まで)
- 契約年度の異なる共済目的は契約年度ごとに尾数が把握できるようにして下さい。
- 養殖環境や養殖の方法等に変更が生じたときは、漁協又は共済組合に速やかに連絡して下さい。
- 通常と異なる死亡や突発的な事故が発生したときは、速やかに漁協又は共済組合に連絡するとともに、被害が発生したときは、損害状況が分かるように必ず写真を撮影して下さい。
- 死亡が発生した場合は疾病による死亡でないことの確認のため、公的機関等で検体検査を行って下さい。
- 養殖尾数の確認や損害調査のために現場確認(立ち入り調査)を行う場合は協力して下さい。
- 共済組合が養殖状況・販売状況等について報告や必要書類の提出を求めたときは、速やかに報告・提出して下さい。

こんな時には、共済金の全部又は一部が減額されることがあります

- 上記の事項が守れないとき。
- 通常行うべき養殖努力が行われていないとき。
- 過去と契約年の養殖方法が大幅に異なるとき。
- 長期にわたり養殖をしなかったとき。
- 共済金が1万円未満のとき。
- その他、共済規程で定める免責事項に該当するとき。



詳しくは、漁協又は共済組合にお問い合わせ下さい。

ぎよさい
URL: <https://www.gyosai.or.jp/>